官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務１０11～１１０）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同１１１～１１11）　九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同１１四～１１六）　10

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　11
裁判所
破産、免責、再生関係　11
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　20
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　20
会社その他
会社決算公告　20

その他告示

○財務省告示第百11号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第482回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法
(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額
(1)　価格競争入札発行　額面金額で2,145,600,000,000円
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,557,777,200,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で288,288,000,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で299,534,800,000円
(2)　非競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で43,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で653,700,000,000円
(4)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で74,900,000,000円

7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,147,911,585,000円
⑵　非競争入札発行	43,046,440円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	654,405,996,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	74,980,892,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年３月２日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円９銭５厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円10銭８厘
12　利率	年1.3％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{365}$
14　初期利子	令和８年９月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和10年３月１日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年３月２日

○財務省告示第百三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第183回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,921,600,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,251,922,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で231,439,000,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で438,238,300,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,100,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で576,800,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で244,900,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,918,628,190,000円
⑵　非競争入札発行	1,098,350,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	575,934,800,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	244,532,650,000円

8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年３月12日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円84銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円85銭
12　利率	年1.6％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{82}{365}$
14　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和12年12月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年３月12日

○財務省告示第百四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第381回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,004,600,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で901,651,250,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で248,766,300,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で508,475,050,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で345,707,400,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で535,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で594,400,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で78,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,000,910,070,000円
⑵　非競争入札発行	534,037,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	593,330,080,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	78,059,240,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年３月４日

11 発行価格	
⑴ 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭以上のそれぞれの応募価格
⑵ 非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭
12 利率	年2.1％
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{74}{365}$
14 初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15 第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16 償還期限	令和17年12月20日
17 償還金額	額面金額100円につき100円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和８年３月４日

○財務省告示第百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1 名称及び記号	クライメート・トランジション利付国庫債券（10年）（第４回）
2 発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5 募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6 発行額	額面金額で299,900,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で98,226,050,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で201,673,950,000円
7 払込金額	297,410,830,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和８年３月16日
11 発行価格	額面金額100円につき99円17銭
12 利率	年2.1％
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{86}{365}$
14 初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15 第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16 償還期限	令和17年12月20日
17 償還金額	額面金額100円につき100円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和８年３月16日

○財務省告示第百六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1 名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第195回）
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5 募入決定の方法	
⑴ 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵ 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で613,000,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で459,119,950,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で74,088,600,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で5,013,200,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で74,778,250,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で186,300,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で78,400,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	617,349,300,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	187,622,730,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	78,956,640,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年３月18日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円65銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円71銭
12　利　率	年3.2％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{88}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和27年12月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年３月18日

○財務省告示第百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）(第89回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で530,000,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で369,598,500,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で7,255,000,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で153,146,500,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で169,300,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で58,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	530,097,850,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	169,333,860,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	58,811,760,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発　行　日	令和８年３月６日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円２銭
12　利　率	年3.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{76}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和37年12月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年３月６日

○財務省告示第百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第18回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　利回り競争入札発行	額面金額で399,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,116,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で185,669,600,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で207,431,600,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で5,582,250,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で30,400,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　利回り競争入札発行	358,100,860,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	27,229,280,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年３月25日
11　発　行　価　格	額面金額100円につき89円57銭
12　利　率	年3.1％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{5}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和47年３月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年３月25日

○財務省告示第百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第470回、第478回及び第479回）、利付国庫債券（５年）（第153回、第154回、第155回、第156回及び第157回）、利付国庫債券（10年）（第347回、第348回、第349回、第350回、第351回、第352回、第353回、第354回、第355回、第356回、第357回、第358回、第359回、第360回及び第361回）、利付国庫債券（20年）（第94回、第95回、第97回、第98回、第99回、第101回、第102回、第104回、第110回、第112回、第113回、第114回、第115回、第117回、第118回、第119回、第120回、第121回、第122回、第123回及び第124回）及び利付国庫債券（30年）（第３回及び第４回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で697,200,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	690,839,547,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年３月27日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額×$\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年３月26日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年３月27日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（２年）（第470回）	0.8％	令和９年３月１日	220,800,000,000円
利付国庫債券（２年）（第478回）	1.0％	令和９年11月１日	64,300,000,000円
利付国庫債券（２年）（第479回）	1.0％	令和９年12月１日	40,000,000,000円
利付国庫債券（５年）（第153回）	0.005％	令和９年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（５年）（第154回）	0.1％	令和９年９月20日	8,800,000,000円
利付国庫債券（５年）（第155回）	0.3％	令和９年12月20日	14,000,000,000円
利付国庫債券（５年）（第156回）	0.2％	令和９年12月20日	14,600,000,000円
利付国庫債券（５年）（第157回）	0.2％	令和10年３月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（10年）（第347回）	0.1％	令和９年６月20日	700,000,000円
利付国庫債券（10年）（第348回）	0.1％	令和９年９月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第349回）	0.1％	令和９年12月20日	13,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第350回）	0.1％	令和10年３月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第351回）	0.1％	令和10年６月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第352回）	0.1％	令和10年９月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第353回）	0.1％	令和10年12月20日	13,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第354回）	0.1％	令和11年３月20日	18,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第355回）	0.1％	令和11年６月20日	10,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第356回）	0.1％	令和11年９月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第357回）	0.1％	令和11年12月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第358回）	0.1％	令和12年３月20日	16,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第359回）	0.1％	令和12年６月20日	15,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第360回）	0.1％	令和12年９月20日	23,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	22,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第94回）	2.1％	令和９年３月20日	300,000,000円

利付国庫債券（20年）（第95回）	2.3％	令和９年６月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第97回）	2.2％	令和９年９月20日	600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第98回）	2.1％	令和９年９月20日	400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第99回）	2.1％	令和９年12月20日	7,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第101回）	2.4％	令和10年３月20日	6,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第102回）	2.4％	令和10年６月20日	10,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第104回）	2.1％	令和10年６月20日	6,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第110回）	2.1％	令和11年３月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第112回）	2.1％	令和11年６月20日	400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第113回）	2.1％	令和11年９月20日	3,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第114回）	2.1％	令和11年12月20日	1,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第115回）	2.2％	令和11年12月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第117回）	2.1％	令和12年３月20日	5,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第118回）	2.0％	令和12年６月20日	4,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第119回）	1.8％	令和12年６月20日	20,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第120回）	1.6％	令和12年６月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	7,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第122回）	1.8％	令和12年９月20日	23,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第123回）	2.1％	令和12年12月20日	30,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	24,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第３回）	2.3％	令和12年５月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第４回）	2.9％	令和12年11月20日	16,000,000,000円

○財務省告示第百十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（10年）（第362回、第363回及び第364回）、利付国庫債券（20年）（第125回、第126回、第127回、第128回、第129回、第130回、第131回、第132回、第133回及び第136回）及び利付国庫債券（30年）（第５回、第６回及び第７回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で649,400,000,000円
内訳（別表のとおり）

7　払込金額　629,901,085,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和８年３月10日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年３月９日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和８年３月10日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第362回）	0.1％	令和13年３月20日	238,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第363回）	0.1％	令和13年６月20日	34,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第364回）	0.1％	令和13年９月20日	52,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	145,800,000,000円

利付国庫債券（20年）(第126回)	2.0％	令和13年３月20日	16,900,000,000円
利付国庫債券（20年）(第127回)	1.9％	令和13年３月20日	59,900,000,000円
利付国庫債券（20年）(第128回)	1.9％	令和13年６月20日	50,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第129回)	1.8％	令和13年６月20日	12,200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第130回)	1.8％	令和13年９月20日	700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第131回)	1.7％	令和13年９月20日	12,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第132回)	1.7％	令和13年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第133回)	1.8％	令和13年12月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第136回)	1.6％	令和14年３月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第５回)	2.2％	令和13年５月20日	10,100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第６回)	2.4％	令和13年11月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第７回)	2.3％	令和14年５月20日	700,000,000円

○財務省告示第百十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第481回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で17,531,050,000円
6	払込金額	17,559,099,680円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年３月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円16銭
11	利率	年1.3％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{37}{365}$
13	初期利子	令和８年８月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和10年２月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年３月10日

○財務省告示第百十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第183回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で4,414,850,000円
6	払込金額	4,419,706,335円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年３月11日
10	発行価格	額面金額100円につき100円11銭
11	利率	年1.6％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{81}{365}$
13	初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年３月11日

○財務省告示第百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第381回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で24,488,050,000円
6　払込金額	24,289,696,795円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和８年３月10日
10　発行価格	額面金額100円につき99円19銭
11　利率	年2.1％
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{80}{365}$
13　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和17年12月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和８年３月10日

○財務省告示第百十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国債（固定・３年）(第189回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で152,436,770,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年３月16日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年1.39％
10　初期利子	令和８年９月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.39}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$
11　第２期以後の利子	毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和11年３月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和８年３月16日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年３月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年３月15日から令和９年９月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年９月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年３月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年９月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第179回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で477,927,650,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年３月16日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.66％
10	初期利子	令和８年９月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.66}{100}\times\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$
11	第２期以後の利子	毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和13年３月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年３月16日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年３月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年３月15日から令和９年９月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年９月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}\times\frac{1}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年３月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年９月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月九日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）(第191回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で243,915,400,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年３月16日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	初期利子の適用利率	年1.48％
10	第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11	初期利子	令和８年９月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.48}{100}\times\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$
12	第２期以後の利子	毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}\times\frac{1}{2}$
13	償還期限	令和18年３月15日
14	償還金額	額面金額100円につき100円
15	払込期日	令和８年３月16日
16	払込場所	日本銀行の本店又は支店
17	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年３月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年３月15日から令和９年９月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

⑵　令和９年９月15日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

18　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年３月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和８年９月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

19　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジオライマー株式会社　後藤　文彦　大阪府松原市岡３―17―１　国土交通大臣許可（般―６）第29445号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミラノ工務店　小﨑　　学　京都府京都市中京区夷川通河原町東入鉾田町310　国土交通大臣許可（特―３）第96号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　金本鉄工株式会社　林　　茂生　和歌山県有田市箕島745―１　国土交通大臣許可（般特―７）第4162号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユニバーサル建設　境田　健宏　大阪府大阪市中央区本町２―６―10　国土交通大臣許可（般特―３）第26241号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業、電気工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西村建設株式会社　西村　二郎　大阪府堺市西区鳳西町１―85―17　国土交通大臣許可（般―２）第15055号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＮＳリノベーション株式会社　齊藤太嘉志　大阪府大阪市西区立売堀４―２―21　国土交通大臣許可（特―３）第18184号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

青森県八戸市城下四丁目一〇番一七号

有限会社トータルセフティプランナー

清算人　三浦　一雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

岩手県滝沢市外山三〇三番地三

有限会社はぴねす

清算人　柳原　康弘

解散公告

当社は、令和八年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

栃木県矢板市片岡二四四八番地六五

有限会社田中設計事務所

代表清算人　齋藤　克法

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県蕨市塚越二―一四―一五蕨北野マンション A事務所

東洋合同会社

清算人　趙　俊勝

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県入間郡毛呂山町中央三―三〇―一二

株式会社TAMAGASHI

代表清算人　高松　真

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県春日部市南中曽根九五四番地一

松永ハウジング株式会社

代表清算人　松永　泰子

解散公告

当法人は、令和七年九月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

千葉県柏市松葉町一―一九―一　一三―一〇二

NPO法人在宅介護支援グループ榛の木

代表清算人　鈴木　祥男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

千葉市稲毛区六方町二八―一五

株式会社ケーズウェーブデザイン

代表清算人　西本　啓一

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区南麻布五丁目一五番一三号

有限会社上田本店

清算人　溝口桃之助

清算人　上田　博昭

解散公告

当社は、令和八年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都千代田区大手町一丁目三番二号

株式会社ベニア商会

代表清算人　日巻　英之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都文京区関口一丁目四四番一〇号

小松和ライニング株式会社

代表清算人　石田　保夫

解散公告

当社は、令和八年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都渋谷区広尾五丁目四―一六幸田ビル二〇一

MATAKI TECHNE株式会社

代表清算人　亦木　真美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

ラッシュ・ストリート・ジャパン合同会社

清算人　マーク・エリック・アーント

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都葛飾区東金町一丁目二五番三号MKビル一F

スターチャイルド株式会社

代表清算人　岡崎　実香

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都新宿区中里町三一番地さがみやビル

株式会社メンテック

代表清算人　宮津　義文

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&E BLD. 六F

株式会社Paragon Technologies

代表清算人　高橋　篤樹

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目二四番一二号　有限会社ＨＡＳＨＩＤＡサービス

代表清算人　橋田　次江

解散公告

当社は、令和八年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都目黒区目黒一丁目三番二三―五一七号　ＰＥＰ株式会社

代表清算人　原田　明治

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区赤坂八丁目七番一〇―四〇三号　関東ハイツ株式会社

代表清算人　米多　和夫

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都荒川区南千住一丁目四五番八―一〇三号Ａ　Ｋａｓｕｍｉ　Ｆａｓｈｉｏｎ株式会社

代表清算人　肖　承霞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都北区中里一丁目二一番二号中里ビル一Ｆ　株式会社佳音

代表清算人　翟　音鶯

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目一番一号　摂津マリン株式会社

代表清算人　梯　浩之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都文京区湯島二丁目二九番四号　株式会社ケイ・エス・システム

代表清算人　三浦　正一

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都品川区南品川四丁目四番一七号品川サウスタワー　株式会社エクスプローラーソリューションズ

代表清算人　金田　貴子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目二四番一二号　有限会社ＨＡＳＨＩＤＡサービス

代表清算人　橋田　次江

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区西麻布三丁目三番二三号フィルドア西麻布三階　株式会社マリー

代表清算人　菊谷　聡

解散公告

当法人は、令和八年三月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都中央区銀座八丁目一七番五号　特定非営利活動法人日本華僑体育交流協会

清算人　陳　宏宇

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号　ＳＲＣアセットマネジメント株式会社

代表清算人　宮﨑　龍彌

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都調布市染地一丁目一九番地二三　有限会社史家瑠建設

清算人　鈴木　茂

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号　Ｓｉｌｖｅｒａｄｏ合同会社

清算人　ベネット・マーク・レイモンド

解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号　Ｓｉｌｖｅｒａｄｏ一般社団法人

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当組合は、令和八年三月十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都足立区千住曙町三七―七スポルト曙一〇一　千住個人タクシー協同組合

代表清算人　澤山　義則

解散公告

当社は、令和八年三月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都中野区鷺宮一丁目二番七号　合同会社リトル・ウッズ

清算人　小林　明子

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一三一七号　青山サービス株式会社

代表清算人　一柳　和弘

解散公告

当社は、令和五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都江東区東砂八丁目一九番一〇号

株式会社大西

清算人　大西浩四郎

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都新宿区弁天町七〇番地二二

株式会社Ｃｏｍｆｏｒｔ

代表清算人　宮﨑　利香

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都大田区西蒲田三丁目一九番一号

特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会

清算人　濵　洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

恵比寿プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神奈川県小田原市板橋一〇六九番地の二

特定非営利活動法人日本トルコ交流協会

清算人　水野美𣘺子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神奈川県南足柄市塚原二七〇八番地

株式会社とれとれや31

代表清算人　髙澤　弓子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

横浜市西区南幸二丁目四番一一号

アイシン貿易株式会社

代表清算人　網野　利恵

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神奈川県三浦市三崎町諸磯三一四―四

有限会社クリーン科学

清算人　末吉　克巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目十番二八号

株式会社お見合い横丁

代表清算人　稲熊　光生

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番地七

合同会社キアベル

清算人　鈴木　隆次

解散公告

当法人は、令和八年三月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

静岡県賀茂郡河津町見高一七六〇番地の一

一般社団法人キャットプロテクション

代表清算人　土屋　匡史

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

静岡県駿東郡清水町中徳倉二六―三七

サン通信電設株式会社

代表清算人　深沢　正紘

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

愛知県豊田市中金町半野田五九九番地六

有限会社松井新聞店

清算人　松井　拓郎

解散公告

当認可地縁団体は、令和八年二月十五日開催の表山学区町内会連合会臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

愛知県名古屋市天白区八事石坂三〇二番地の二　認可地縁団体表山学区町内会連合会

清算人　中村　裕二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

名古屋市東区徳川一丁目六一八番地

有限会社丸正鵜飼商会

清算人　鵜飼庄之助

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

愛知県安城市里町森四一番地三

テヅカ工業株式会社

代表清算人　小塩　俊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

京都府向日市上植野町南開二四番地二六

有限会社ベルク・アンド・バディ

清算人　田嶋　久矩

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

京都市下京区中堂寺粟田町九三ＫＲＰ四号館

一般社団法人はたらくひと日本相互会

代表清算人　吉田　邦彦

解散公告

当法人は、令和八年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

京都府与謝郡与謝野町字三河内一九四七番地一

ＮＰＯ法人こどもの森保育園

清算人　野村佐千子

解散公告

当組合は、令和八年三月二十五日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町七八番地　京都経済センター四Ｆ四一六号室

京都同友会事業協同組合

代表清算人　田島　慎也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市中央区南船場三丁目五番二五号

株式会社川維

代表清算人　辺　育剣

解散公告

当法人は、令和八年一月三十日の評議員全員の書面による同意並びに大阪府高槻市長の認可により、令和八年三月二十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪府高槻市大手町二番二八号

社会福祉法人大手園

代表清算人　山川　里子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市淀川区西宮原三―二―一新大阪ビジネス第２日研マンション六一六

株式会社クリエイティブクリエイション

代表清算人　北山　真輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪府八尾市植松町二丁目四番一号

株式会社寺西

代表清算人　寺西　幸雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市天王寺区悲田院町八―二六

試金石株式会社

代表清算人　楊　芳

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪府大阪市鶴見区今津北五丁目一一番二一―二〇一号

一衣帯水株式会社

代表清算人　金　璐

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館五〇一Ｂ

鑫力元盛株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館六一〇Ｂ

Ｋ＆Ｃ株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館四〇六Ａ

虎和創生株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大阪市都島区中野町四丁目三番六号Ｈ二Ｈ

大阪桜之宮邸二Ａ―一

図図株式会社

代表清算人　岡﨑　綾修

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神戸市須磨区東町二丁目一番一八号

有限会社ひらやま呉服店

清算人　平山　孝司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

兵庫県明石市太寺一丁目九番六号

有限会社スタジオ・クージー

清算人　岡田　雅彦

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神戸市垂水区北舞子四丁目六番五七号
株式会社シンプルすまいらいふ
代表清算人　魚林佐起子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

鳥取市富安一丁目一四八番地
株式会社鴻南
代表清算人　安住　学

解散公告

当社は、令和八年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

広島市安佐南区大町東一丁目一〇番二〇―一一〇七号
広建ウォール株式会社
代表清算人　速水　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

香川県高松市西植田町三一四六番地七
有限会社やまだ
清算人　山田真由美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡市東区香住ヶ丘二丁目一六番二八号
ＮＰＯ法人ＹＯＵ友福岡
清算人　矢野　晴子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡市早良区百道浜四丁目三一番一〇号
スタークインダストリーズ株式会社
代表清算人　伊藤　一心

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県那珂川市大字埋金六八番地二七七
株式会社アールイー・プランニング
代表清算人　横山　昭平

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県久留米市東櫛原町二五五五番地の一
有限会社クリエート商会
清算人　緒方　玲子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県飯塚市筑穂元吉四七番地
有限会社黒木製作所
清算人　黒木　俊介

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

長崎県佐世保市江迎町三浦一〇番地七
一般社団法人西海福祉の森
代表清算人　宮田　民子

解散公告

当法人は、令和八年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大分市中央町四丁目二番五号
一般社団法人大分県労働福祉会館
代表清算人　小畠　三利

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

沖縄県那覇市安謝二丁目二五番一六号
有限会社薬峰
清算人　前田利津子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県蓮田市東五丁目二番一三号蓮田ＮＫＢ三Ｆ
医療法人秀憲会
清算人　兼松　憲子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県秩父市下影森字山口六一二番地
宗教法人正運題目教会
埼玉県さいたま市大宮区宮町二―二八あじせんビル四階・六階埼玉中央法律事務所
清算人　弁護士　上原　瑞樹

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二二番七号
職業訓練法人東京都理容美容協会
清算人　渡部　丈夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

北海道上川郡清水町旭山二八番地（旭山瑞円殿内）
大自然霊光院
清算人　矢形　聡弘

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

青森県十和田市大字相坂字高見一一三番地

農事組合法人六日町

清算人　村舘　強

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十四日に解散をしたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都足立区足立一丁目二〇番一〇号

医療法人財団協和会

清算人　五十嵐正樹

解散公告（第二回）

当組合は解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

名古屋市中川区春田五丁目五五番地

農事組合法人江松施設園芸組合

清算人　小塚　繁広

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年四月九日

三重県伊勢市西豊浜町八七番地

医療法人堤内科クリニック

清算人　堤　孝子

解散公告（第二回）

当組合は、桑名市長より令和八年三月三十一日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

三重県桑名市桑栄町二番地

桑栄ビルマンション敷地売却組合

代表清算人　水谷新左衛門

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年二月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

兵庫県姫路市久保町一二三番地

医療法人社団つきたに医院

清算人　築谷　学

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十四日の理事会決議により令和八年三月三十一日広島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

広島県呉市上山田町二番二八号

学校法人信楽学園

清算人　信楽　晃仁

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月六日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福島県河沼郡会津坂下町字五反田一二五二番地二

医療法人遠山眼科医院

清算人　遠山　正孝

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月十八日さいたま地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号さいたま新都心法律事務所

丸山教藤塚支教会

清算人　弁護士　久田　勝也

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月十七日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県福岡市城南区荒江一丁目三一番一三号

サンライフ大名マンション敷地売却組合

代表清算人　井上　秀子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月二十二日開催の総会における決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県福岡市城南区荒江一丁目三一番一三号

サンライフ大名管理組合

清算人　井上　秀子

第二十二期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
負債の部計	二三、三七〇、〇一二	正味財産の部計	九、五一六、八〇六
			一三、八五三、二〇六
			二三、三七〇、〇一二

令和八年四月九日

石川県金沢市みずき三丁目二三五番地

特定非営利活動法人ライフステージ

理事長　田中　朋子

第 45 期 決 算 公 告

2026 年 4 月 9 日　東京都新宿区下落合２丁目３番18号

株式会社バイトルヒクマ

代表取締役社長　髙村　真康

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	872,334	流動負債	318,408
固定資産	359,790	固定負債	372,158
繰延資産	1,133	退職給付引当金	118,225
		株主資本	485,309
		資本金	99,760
		利益剰余金	417,351
		利益準備金	19,081
		その他利益剰余金	398,270
		（うち当期純利益）	(39,838)
		自己株式	△31,801
		評価・換算差額等	57,381
合計	1,233,257	合計	1,233,257

第 51 期 決 算 公 告

2026 年 3 月 16 日
宮城県多賀城市宮内二丁目５番45号
ＮＸ港運輸送株式会社
代表取締役　大坂　　昭

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	225,311
	固定資産	131,085
	合計	356,396
負債及び純資産の部	流動負債	164,010
	固定負債	154,621
	株主資本	37,765
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	22,765
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	22,265
	（うち当期純損失）	(30,850)
	合計	356,396

第 109 期決算公告

2026年３月16日
宮城県塩竈市貞山通一丁目６番38号
ＮＸ仙台塩竈港運株式会社
代表取締役社長　羽毛田　勉

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	966,651
	固定資産	4,181,550
	合計	5,148,201
負債及び純資産の部	流動負債	1,209,402
	固定負債	1,659,807
	株主資本	2,278,992
	資本金	120,000
	資本剰余金	1,309
	利益剰余金	2,157,683
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	2,127,683
	（うち当期純利益）	(339,197)
	評価・換算差額等	0
	合計	5,148,201

第 33 期決算公告

令和８年３月13日
北海道苫小牧市真砂町38番地５号
ＭＦフィード株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,837,489
	固定資産	1,700,379
	合計	3,537,868
負債及び純資産の部	流動負債	869,296
	固定負債	794,426
	株主資本	1,874,145
	資本金	50,000
	資本剰余金	551,388
	その他資本剰余金	551,388
	利益剰余金	1,272,756
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,260,256
	（うち当期純利益）	(132,153)
	合計	3,537,868

第 1 期 決 算 公 告

令和８年４月９日
東京都港区南麻布二丁目12番３号
サンディブルー株式会社
代表取締役社長　肝付　純平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,908
	繰延資産	1,367
	資産合計	45,275
負債及び純資産の部	流動負債	3,170
	株主資本	42,105
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△7,894
	その他利益剰余金	△7,894
	（うち当期純損失）	(7,894)
	負債・純資産合計	45,275

第６期決算公告

令和８年４月９日
群馬県桐生市新里町小林820－１
ＴＨＫ桐生株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	478
	固定資産	4,733
	資産合計	5,211
負債及び純資産の部	流動負債	3,437
	賞与引当金	26
	固定負債	2,755
	退職給付引当金	12
	株主資本	△980
	資本金	30
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	△1,040
	その他利益剰余金	△1,040
	（うち当期純損失）	(466)
	負債・純資産合計	5,211

第 15 期決算公告

令和８年３月26日
茨城県常総市坂手町字山神戸5842番地
三友セミコンエンジニアリング株式会社
代表取締役社長執行役員　葛島　俊夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,562,366
	固定資産	991,279
	資産合計	2,553,645
負債及び純資産の部	流動負債	1,641,222
	賞与引当金	47,074
	その他	1,594,148
	固定負債	5,820
	株主資本	906,602
	資本金	100,000
	利益剰余金	806,602
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	781,602
	（うち当期純利益）	(155,032)
	負債・純資産合計	2,553,645

第５期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
ＩｃｅインテグラルⅠ株式会社
代表清算人　澄川　恭章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,771
	固定資産	16
	資産合計	21,788
負債及び純資産の部	流動負債	5,743
	固定負債	—
	株主資本	16,045
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	11,045
	その他利益剰余金	11,045
	（うち当期純利益）	(10,485)
	負債・純資産合計	21,788

第 7 期 決 算 公 告

令和８年２月 28 日
東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
Station Japan株式会社
代表取締役　オーガスト・レオン・ロペス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	142,628,085
	固定資産	16,339,251
	資産合計	158,967,336
負債及び純資産の部	流動負債	46,758,503
	固定負債	49,511,600
	株主資本	62,697,233
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	56,697,233
	その他利益剰余金	56,697,233
	（うち当期純利益）	(10,886,103)
	負債・純資産合計	158,967,336

第 73 期決算公告

令和８年４月９日
東京都八王子市七国１丁目32番１
坂西精機株式会社
代表取締役　坂西　宏之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,075,881
	固定資産	1,838,448
	資産合計	3,914,329
負債及び純資産の部	流動負債	1,398,633
	固定負債	355,542
	株主資本	2,160,154
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	2,108,154
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,095,654
	（うち当期純利益）	(1,801)
	負債・純資産合計	3,914,329

第 15 期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル投資株式会社
代表取締役　山本礼二郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,400
	固定資産	34,192
	資産合計	290,592
負債及び純資産の部	流動負債	35
	株主資本	283,088
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	273,088
	その他利益剰余金	273,088
	（うち当期純利益）	(22,058)
	評価・換算差額等	7,468
	有価証券評価差額金	7,468
	負債・純資産合計	290,592

第 14 期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・パートナーズ株式会社
代表取締役　山本礼二郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,336
	固定資産	1,408
	資産合計	7,745
負債及び純資産の部	流動負債	2,680
	固定負債	4,400
	株主資本	230
	資本金	10
	利益剰余金	220
	その他利益剰余金	220
	（うち当期純利益）	(29)
	評価・換算差額等	433
	有価証券評価差額金	433
	負債・純資産合計	7,745

第５期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
ＩｃｅインテグラルⅡ株式会社
代表清算人　澄川　恭章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,686
	固定資産	6
	資産合計	21,692
負債及び純資産の部	流動負債	5,655
	固定負債	—
	株主資本	16,037
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	11,037
	その他利益剰余金	11,037
	（うち当期純利益）	(10,340)
	負債・純資産合計	21,692

第７期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
ＳＤＲＳ１インテグラル株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	573
	固定資産	3,985
	資産合計	**4,558**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,488
	資本金	4,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	△3,511
	その他利益剰余金	△3,511
	（うち当期純損失）	(552)
	負債・純資産合計	**4,558**

第５期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｎｏｒｔｈインテグラル２株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,357
	固定資産	1,812
	資産合計	**4,170**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,100
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△899
	その他利益剰余金	△899
	（うち当期純損失）	(235)
	負債・純資産合計	**4,170**

第５期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｎｏｒｔｈインテグラル１株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,457
	固定資産	1,619
	資産合計	**4,077**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,007
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△992
	その他利益剰余金	△992
	（うち当期純損失）	(244)
	負債・純資産合計	**4,077**

第３期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｔｏｋｙｏ－２ＧＰ株式会社
代表取締役　辺見　芳弘
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	901
	固定資産	4,106
	資産合計	**5,008**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,781
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△218
	その他利益剰余金	△218
	（うち当期純損失）	(47)
	評価・換算差額等	156
	負債・純資産合計	**5,008**

第３期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｔｏｋｙｏ－１ＧＰ株式会社
代表取締役　辺見　芳弘
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	903
	固定資産	4,071
	資産合計	**4,975**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,748
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△251
	その他利益剰余金	△251
	（うち当期純損失）	(58)
	評価・換算差額等	156
	負債・純資産合計	**4,975**

第７期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
ＳＤＲＳ２インテグラル株式会社
代表取締役　仲田真紀子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,303
	固定資産	7,522
	資産合計	**103,826**
負純資債及産のび部	流動負債	9,283
	固定負債	—
	株主資本	94,543
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	84,543
	その他利益剰余金	84,543
	（うち当期純利益）	(13,620)
	負債・純資産合計	**103,826**

第８期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラルＴｅａｍ株式会社
代表取締役　仲田真紀子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,903
	固定資産	95,865
	資産合計	**98,768**
負純資債及産のび部	流動負債	180
	株主資本	21,778
	資本金	13,275
	資本剰余金	13,275
	資本準備金	13,275
	利益剰余金	△4,771
	その他利益剰余金	△4,771
	（うち当期純損失）	(275)
	評価・換算差額等	76,810
	有価証券評価差額金	76,810
	負債・純資産合計	**98,768**

第２期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・リアルエステート株式会社
代表取締役　江村　峻徳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,135
	固定資産	141,794
	資産合計	**217,929**
負純資債及産のび部	流動負債	74,826
	固定負債	100,000
	株主資本	43,102
	資本金	90,000
	利益剰余金	△46,897
	その他利益剰余金	△46,897
	（うち当期純損失）	(42,861)
	負債・純資産合計	**217,929**

第７期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
イーストパートナーズ株式会社
代表取締役　仲田真紀子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,745
	固定資産	1,851,156
	資産合計	**1,925,901**
負純資債及産のび部	流動負債	71,116
	固定負債	1,851,156
	株主資本	3,628
	資本金	5,500
	資本剰余金	5,500
	資本準備金	5,500
	利益剰余金	△7,371
	その他利益剰余金	△7,371
	（うち当期純損失）	(3,149)
	負債・純資産合計	**1,925,901**

第５期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
プリモ・インテグラル２株式会社
代表清算人　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,387
	固定資産	—
	資産合計	**11,387**
負純資債及産のび部	流動負債	1,896
	固定負債	—
	株主資本	9,490
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	3,490
	その他利益剰余金	3,490
	（うち当期純利益）	(5,358)
	負債・純資産合計	**11,387**

第５期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
プリモ・インテグラル１株式会社
代表清算人　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,981
	固定資産	—
	資産合計	**13,981**
負純資債及産のび部	流動負債	1,500
	固定負債	—
	株主資本	12,481
	資本金	4,750
	資本剰余金	4,750
	資本準備金	4,750
	利益剰余金	2,981
	その他利益剰余金	2,981
	（うち当期純利益）	(4,876)
	負債・純資産合計	**13,981**

第11期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・ブランズ株式会社
代表取締役　山本礼二郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	10,971
	資産合計	**10,971**
負純資債及産のび部	流動負債	2
	株主資本	10,968
	資本金	1
	資本剰余金	509
	資本準備金	509
	利益剰余金	10,458
	その他利益剰余金	10,458
	（うち当期純利益）	(889)
	負債・純資産合計	**10,971**

第１期決算公告　令和８年３月26日
東京都港区六本木７－７－７
トライセブンロッポンギ８階
株式会社フェニックス
代表取締役社長　中村　勇太
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,938
	固定資産	2,477
	資産合計	81,415
負純資産及び部	流動負債	29,508
	固定負債	23,482
	株主資本	28,425
	資本金	12,000
	利益剰余金	16,425
	その他利益剰余金	16,425
	（うち当期純利益）	(16,425)
	負債・純資産合計	81,415

第１期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル分割準備株式会社
代表取締役　山本礼二郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,000
	資産合計	10,000
負純資産及び部	流動負債	398
	株主資本	9,601
	資本金	10,000
	利益剰余金	△398
	その他利益剰余金	△398
	（うち当期純損失）	(398)
	負債・純資産合計	10,000

第10期決算公告　令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル投資アルファ株式会社
代表取締役　山本礼二郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	254
	資産合計	254
負純資産及び部	流動負債	70
	株主資本	184
	資本金	4,750
	資本剰余金	4,750
	資本準備金	4,750
	利益剰余金	△9,315
	その他利益剰余金	△9,315
	（うち当期純損失）	(447)
	負債・純資産合計	254

第10期決算公告　令和８年４月９日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
パーカーリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,295,931
	固定資産	408,947
	合計	2,704,879
負純資産及び部	流動負債	713,375
	固定負債	2,644,523
	株主資本	△14,264
	資本金	5,000
	利益剰余金	△19,264
	（その他利益剰余金）	(△19,264)
	評価・換算差額等	△638,754
	（繰延ヘッジ損益）	(△638,754)
	合計	2,704,879

㈱　当期純利益　25,063千円

第15期決算公告　令和８年４月９日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
スカイクルーズリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,901
	合計	2,901
負純資産及び部	株主資本	2,901
	資本金	6,000
	利益剰余金	△3,098
	（その他利益剰余金）	(△3,098)
	合計	2,901

㈱　当期純損失　211千円

第11期決算公告　令和８年４月９日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ミモザリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,508,721
	固定資産	0
	合計	2,508,721
負純資産及び部	流動負債	1,064,961
	固定負債	1,734,436
	株主資本	2,187
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,812
	（その他利益剰余金）	(△2,812)
	評価・換算差額等	△292,864
	（繰延ヘッジ損益）	(△292,864)
	合計	2,508,721

㈱　当期純損失　264千円

第75期決算公告　令和８年３月25日
東京都多摩市中沢一丁目41番地１
株式会社府中カントリークラブ
代表取締役社長　本郷　邦明
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	510,822
	固定資産	4,558,520
	資産合計	5,069,342
負純資産及び部	流動負債	153,702
	固定負債	3,980,757
	退職給付引当金	45,957
	株主資本	934,882
	資本金	100,000
	資本剰余金	306,500
	利益剰余金	528,382
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	525,382
	（うち当期純損失）	(19,156)
	負債・純資産合計	5,069,342

第11期決算公告　令和８年４月９日
東京都渋谷区渋谷三丁目６番２号
エクラート渋谷５Ｆ
株式会社エアホスト
代表取締役　尾畠　隆志
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,811
	固定資産	189,030
	資産合計	253,841
負純資産及び部	流動負債	118,016
	株主資本	135,825
	資本金	92,373
	資本剰余金	89,373
	資本準備金	89,373
	利益剰余金	△45,922
	その他利益剰余金	△45,922
	（うち当期純損失）	(55,203)
	負債・純資産合計	253,841

第６期決算公告　令和８年４月９日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
スタンレーリーシング１株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,749,931
	固定資産	2,109,899
	合計	3,859,831
負純資産及び部	流動負債	257,554
	固定負債	3,744,939
	株主資本	3,796
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,203
	（その他利益剰余金）	(△1,203)
	評価・換算差額等	△146,458
	（繰延ヘッジ損益）	(△146,458)
	合計	3,859,831

㈱　当期純損失　194千円

第44期決算公告　令和８年４月９日
東京都小平市鈴木町一丁目427番地
株式会社石野商会
代表取締役　谷本　　勲
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,536
	固定資産	102,807
	合計	296,344
負純資産及び部	流動負債	219,298
	固定負債	80,498
	株主資本	△3,451
	資本金	10,100
	利益剰余金	△13,551
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△16,051
	（うち当期純利益）	(9,709)
	合計	296,344

第４期決算公告
令和８年４月９日
東京都港区赤坂五丁目４番15号
株式会社DCXforce
代表取締役　新宅　　央
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,441
	固定資産	13,342
	資産合計	184,784
負純資産及び部	流動負債	100,360
	固定負債	90,000
	株主資本	△5,576
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△105,576
	その他利益剰余金	△105,576
	（うち当期純利益）	(35,504)
	負債・純資産合計	184,784

第８期決算公告
令和８年４月９日
東京都千代田区神田淡路町一丁目５番地３
ＫＴ淡路町ビル５階
NEGRATIN JAPAN株式会社
代表取締役
マルティネス・モントロ・ミゲル
貸借対照表の要旨
（令和５年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	613,451,942
	固定資産	1,694,000
	資産合計	615,145,942
負純資産及び部	流動負債	1,106,642,299
	株主資本	△491,496,357
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	△531,496,357
	その他利益剰余金	△531,496,357
	（うち当期純損失）	(461,200,181)
	負債・純資産合計	615,145,942

第 16 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

東京都港区新橋二丁目19番４号
ＳＮＴビル
グレンゲス・ジャパン株式会社
代表取締役　種岡　瑞穂

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,057,172
	固定資産	5,027,828
	合計	58,085,000
負純資産及のび部	流動負債	3,874,115
	株主資本	54,210,885
	資本金	52,000,000
	利益剰余金	2,210,885
	その他利益剰余金	2,210,885
	（うち当期純利益）	(3,819,056)
	合計	58,085,000

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社Ｈ＆Ｒアセットソリューションズ
代表取締役　松本　兼助

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,247
	固定資産	531
	資産合計	41,778
負純資産及のび部	流動負債	13,360
	負債合計	13,360
	株主資本	28,418
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,418
	その他利益剰余金	18,418
	（うち当期純利益）	(1,066)
	純資産合計	28,418
	負債・純資産合計	41,778

第６期決算公告

令和８年３月25日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目３番10号３Ｆ
ディーツフードプランニング株式会社
代表取締役　髙田　智泰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	352,131
	固定資産	491,771
	資産合計	843,903
負純資産及のび部	流動負債	657,581
	固定負債	394,970
	株主資本	△208,988
	資本金	10,000
	資本剰余金	988,400
	その他資本剰余金	988,400
	利益剰余金	△1,207,388
	繰越利益剰余金	△1,207,388
	（うち当期純利益）	(87,171)
	新株予約権	339
	負債・純資産合計	843,903

第 4 期 決 算 公 告

令和８年３月24日

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
株式会社プロスパイラホールディングス
代表取締役　夏　　迎松

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,710
	固定資産	25,229
	合計	87,939
負純資産及のび部	流動負債	419
	株主資本	87,520
	資本金	0
	利益剰余金	87,520
	その他利益剰余金	87,520
	（うち当期純利益）	(662)
	合計	87,939

第 53 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

神奈川県大和市下鶴間2832番地３
株式会社トクヨー
代表取締役　石塚公壱郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,657
	固定資産	18,221
	合計	71,878
負純資産及のび部	流動負債	11,331
	固定負債	1,600
	退職給付引当金	1,600
	株主資本	58,946
	資本金	12,000
	利益剰余金	46,946
	その他利益剰余金	46,946
	（うち当期純損失）	(5,886)
	合計	71,878

第 24 期 決 算 公 告

令和８年３月23日

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
株式会社ティティィ
代表取締役社長　謝　　銀茂

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	532,692
	固定資産	10,288
	合計	542,980
負純資産及のび部	流動負債	317,435
	株主資本	225,545
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	175,545
	利益準備金	6,075
	その他利益剰余金	169,470
	（うち当期純利益）	(29,385)
	合計	542,980

第 28 期決算公告

令和８年３月19日

福井県小浜市飯盛第24号26番地の１
ＡＧＣ若狭化学株式会社
代表取締役　坂田　和久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,708,357
	固定資産	4,580,391
	資産合計	10,288,748
負純資産及のび部	流動負債	3,608,589
	固定負債	2,512,193
	負債合計	6,120,783
	株主資本	4,167,964
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,077,964
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	4,055,464
	（うち当期純利益）	(1,505,923)
	純資産合計	4,167,964
	負債・純資産合計	10,288,748

第 49 期決算公告

令和８年３月17日

相模原市中央区南橋本４丁目５番13号
ペンニットー株式会社
代表取締役社長　首藤健志郎

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	733,889
	固定資産	439,151
	資産合計	1,173,041
負純資産及のび部	流動負債	125,323
	固定負債	195,858
	株主資本	851,860
	資本金	62,500
	資本剰余金	47,500
	資本準備金	47,500
	利益剰余金	746,730
	利益準備金	15,625
	その他利益剰余金	731,105
	（うち当期純利益）	(48,326)
	自己株式	△4,870
	負債・純資産合計	1,173,041

第 54 期 決 算 公 告

令和８年３月25日

神奈川県川崎市川崎区千鳥町３番３号
ＮＯＦメタルコーティングス株式会社
代表取締役社長　首藤健志郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,626,257
	固定資産	1,596,404
	合計	13,222,661
負純資産及のび部	流動負債	1,368,522
	固定負債	250,626
	株主資本	11,603,513
	資本金	186,500
	利益剰余金	11,417,013
	利益準備金	46,625
	その他利益剰余金	11,370,388
	（うち当期純利益）	(3,267,912)
	合計	13,222,661

第 79 期決算公告

令和８年３月25日

大阪市中央区南船場４丁目６番17号
青山貿易株式会社
代表取締役社長　吉川　之和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,053
	固定資産	578
	資産合計	1,631
負純資産及のび部	流動負債	1,042
	固定負債	172
	負債合計	1,214
	株主資本	416
	資本金	50
	利益剰余金	366
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	355
	（うち当期純利益）	(10)
	純資産合計	416
	負債・純資産合計	1,631

第 65 期決算公告

令和８年３月25日

京都府宮津市字下世屋303番地
橋立開発株式会社
代表取締役　荒田　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	357,490
	固定資産	2,249,629
	合計	2,607,119
負純資産及のび部	流動負債	56,206
	固定負債	2,639,600
	株主資本	△88,687
	資本金	150,000
	資本剰余金	47,940
	利益剰余金	△286,627
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△288,627
	（うち当期純利益）	(31,183)
	合計	2,607,119

第 78 期決算公告

令和８年４月９日

静岡県沼津市大岡2170番地の１
株式会社平安
代表取締役　中野　宰孝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,875
	固定資産	12,507
	繰延資産	1
	資産合計	17,383
負純資産及のび部	流動負債	262
	固定負債	14,454
	株主資本	2,667
	資本金	20
	利益剰余金	2,647
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,642
	（うち当期純利益）	(△11)
	負債・純資産合計	17,383

第９期決算公告

令和８年４月９日
香川県高松市朝日町６丁目６番23号
株式会社セルノ
代表取締役　六郷　正明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,967
	固定資産	26,347
	合計	115,314
負純資産及のび部	流動負債	48,424
	固定負債	8,459
	株主資本	58,431
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,431
	その他利益剰余金	48,431
	（うち当期純利益）	(7,166)
	合計	115,314

第41期決算公告

令和８年４月９日
広島市中区本川町一丁目１番22号
株式会社システムワン
代表取締役　三谷　明定

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	414,024
	固定資産	110,337
	合計	524,362
負純資産及のび部	流動負債	14,289
	固定負債	—
	株主資本	510,073
	資本金	10,000
	利益剰余金	500,073
	利益準備金	766
	その他利益剰余金	499,307
	（うち当期純利益）	(5,717)
	合計	524,362

第48期決算公告

令和８年４月９日
広島県福山市吉津町12番５号
株式会社ミヤノメディックス
代表取締役　桐山　和雄

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	611,110
	固定資産	26,835
	合計	637,945
負純資産及のび部	流動負債	342,254
	固定負債	—
	株主資本	295,691
	資本金	10,000
	利益剰余金	285,691
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	283,191
	（うち当期純利益）	(35,034)
	合計	637,945

第１期決算公告

令和７年10月13日
京都市左京区下鴨北園町88番地７
一般社団法人
子どもと育ちのコホート研究・実践協会
代表理事　加藤　正晴

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,467,860
	固定資産	11,886
	繰延資産	123,400
	合計	3,603,146
負味債財及産びの正部	流動負債	322,014
	固定負債	—
	負債合計	322,014
	基金	320,000
	指定正味財産	—
	一般正味財産	2,961,132
	正味財産合計	3,281,132
	合計	3,603,146

第11期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
一般社団法人ＧＤ仙台第一
代表理事　本郷　雅和

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,023,552
	固定資産	30,000
	合計	1,053,552
負純資産及のび部	流動負債	70,000
	基金等	983,552
	基金	11,187,200
	利益剰余金	△10,203,648
	その他利益剰余金	△10,203,648
	合計	1,053,552

第９期決算公告

令和８年３月25日
福岡市中央区春吉三丁目13番１号
ワンファイブホテルズ株式会社
代表取締役会長兼社長　石原　実

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,588,507
	固定資産	101,641
	資産合計	2,690,148
負純資産及のび部	流動負債	1,268,348
	（うち賞与引当金）	(275,520)
	固定負債	1,498,084
	株主資本	△76,284
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△276,284
	その他利益剰余金	△276,284
	（うち当期純利益）	(475,934)
	負債・純資産合計	2,690,148

第１期決算公告

令和８年４月９日　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・グローバルテック・パートナーズ株式会社
代表取締役　Ｃｈｅｅ　Ｋｏｎｇ　Ｃｈｏｕｎ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116	流動負債	1,348
固定資産	1,173	負債合計	1,348
		株主資本	△123
		資本金	1
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	△124
		その他利益剰余金	△124
		（うち当期純損失）	(124)
		評価・換算差額等	64
		有価証券評価差額金	64
		純資産合計	△58
資産合計	1,290	負債・純資産合計	1,290

第10期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区赤坂一丁目11番44号
株式会社Ｎｏ．ホールディングス
代表取締役　川名　泰生

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,415,403	流動負債	1,463,760
固定資産	249,464	固定負債	331,525
		株主資本	818,797
		資本金	45,000
		資本剰余金	1,050
		資本準備金	1,050
		利益剰余金	832,747
		利益準備金	8,560
		その他利益剰余金	824,187
		（うち当期純利益）	(187,587)
		自己株式	△60,000
		新株予約権	50,785
資産合計	2,664,868	負債・純資産合計	2,664,868

第７期決算公告

令和８年４月９日　東京都江東区青海二丁目４番10号
産業技術研究センター製品開発支援ラボ301
株式会社ＣＹＢＯ
代表取締役　新田　尚

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	65,594	流動負債	15,668
固定資産	33,896	固定負債	69,810
繰延資産	925	株主資本	14,937
		資本金	100,000
		資本剰余金	371,299
		資本準備金	371,299
		利益剰余金	△456,361
		その他利益剰余金	△456,361
		（うち当期純損失）	(164,691)
資産合計	100,416	負債・純資産合計	100,416

第６期決算公告

令和８年３月31日　東京都新宿区四谷四丁目28番地
株式会社アイテック計画
代表取締役　太田　滋幸

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	209,907	流動負債	330,073
固定資産	158,991	賞与引当金	6,402
繰延資産	13	役員賞与引当金	4,350
		固定負債	67,341
		退職給付引当金	38,173
		株主資本	△28,502
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△228,502
		その他利益剰余金	△228,502
		（うち当期純損失）	(79,237)
資産合計	368,911	負債・純資産合計	368,911

第 57 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　神奈川県川崎市幸区鹿島田１－１－２
日本スタッドウェルディング株式会社
取締役社長　葛西　一成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,695	流動負債	1,948
固定資産	2,091	（賞与引当金）	(21)
繰延資産	12	固定負債	477
		（退職給付引当金）	(272)
		株主資本	3,259
		資本金	99
		利益剰余金	3,162
		利益準備金	28
		その他利益剰余金	3,134
		（うち当期純利益）	(196)
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	114
		有価証券評価差額金	114
資産合計	5,798	負債・純資産合計	5,798

第 29 期 決 算 公 告

2026年３月27日　東京都港区六本木六丁目10番１号
ビーピー・ジャパン株式会社
代表取締役　岡田　正毅

貸借対照表の要旨　(2025年12月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,259,231	流動負債	1,151,001
固定資産	1,293,464	賞与引当金	109,278
		その他	1,041,723
		固定負債	277,669
		負債合計	1,428,670
		株主資本	3,124,024
		資本金	10,000
		利益剰余金	3,114,024
		利益準備金	3,461
		その他利益剰余金	3,110,562
		（うち当期純利益）	(342,934)
		純資産合計	3,124,024
資産合計	4,552,695	負債・純資産合計	4,552,695

第 5 期 決 算 公 告

令和８年３月24日　愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地
旭サナック株式会社
代表取締役　服部　修一

貸借対照表の要旨　(令和７年12月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,913,105	流動負債	3,929,391
固定資産	7,481,480	（１年内返済長期借入金）	(480,000)
		固定負債	4,752,865
		（長期借入金）	(4,060,000)
		株主資本	7,697,443
		資本金	255,000
		資本剰余金	3,545,000
		利益剰余金	3,897,443
		繰越利益剰余金	3,897,443
		（うち当期純利益）	(746,577)
		評価・換算差額等	14,885
資産合計	16,394,586	負債・純資産合計	16,394,586

第 27 期 決 算 公 告

令和８年４月９日　長野県須坂市大字小河原2031番地の１
日通工エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長　依田　武治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,885	流動負債	481
固定資産	479	固定負債	32
有形固定資産	460	負債合計	513
無形固定資産	1	株主資本	1,850
投資その他の資産	17	資本金	100
		資本剰余金	1,893
		利益剰余金	△142
		（その他利益剰余金）	(△142)
		（うち当期純損失）	(74)
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,850
資産合計	2,364	負債・純資産合計	2,364

第 15 期 決 算 公 告

令和８年４月９日　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館34階
ＣＢＲＥインベストメントマネジメントＬＲＡジャパン株式会社
代表取締役社長　堀田　大介

貸借対照表の要旨
(令和７年12月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	90,015	流動負債	49,879
固定資産	5,606	賞与引当金	4,050
		株主資本	45,742
		資本金	14,000
		資本剰余金	14,000
		資本準備金	14,000
		利益剰余金	17,742
		その他利益剰余金	17,742
		（うち当期純利益）	(3,001)
資産合計	95,622	負債・純資産合計	95,622

第 76 期 決 算 公 告

令和８年３月23日
京都市下京区五条通烏丸東入松屋町438番地
株式会社ＴＡＮＡＸ
代表取締役　田中　一平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,291,051	流動負債	10,485,364
固定資産	7,932,220	固定負債	4,177,496
繰延資産	15,417	株主資本	3,575,827
		資本金	364,000
		利益剰余金	3,556,153
		利益準備金	91,000
		その他利益剰余金	3,465,153
		（うち当期純利益）	(103,211)
		自己株式	△344,326
資産合計	18,238,687	負債・純資産合計	18,238,687

第 102 期 決 算 公 告

令和８年４月９日　新潟県長岡市城岡一丁目２番１号
ＤＭＧ　ＭＯＲＩ　Ｐｒｅｃｉｓｉｏｎ　Ｂｏｒｉｎｇ株式会社
代表取締役　大石　賢司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,084,313	流動負債	1,216,949
固定資産	1,796,126	（うち賞与引当金）	(73,451)
		（うち製品保証引当金）	(43,427)
		株主資本	5,663,490
		資本金	90,000
		資本剰余金	864,000
		その他資本剰余金	864,000
		利益剰余金	4,709,490
		利益準備金	80,894
		その他利益剰余金	4,628,595
		（うち当期純利益）	(976,302)
資産合計	6,880,439	負債・純資産合計	6,880,439

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月９日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
クレアシオン・キャピタル株式会社
代表取締役　細谷　耕一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,832,041	流動負債	6,591,589
固定資産	580,399	固定負債	458
		株主資本	858,886
		資本金	100,000
		利益剰余金	758,886
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	733,886
		（うち当期純利益）	(9,247)
		評価・換算差額等	△38,493
		その他有価証券評価差額金	△38,493
合計	7,412,440	合計	7,412,440

第 21 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
霞が関ビルディング32階
シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社
代表取締役　赤池　敦史

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	753,846,134	流動負債	391,015,476
固定資産	93,747,327	賞与引当金	282,068,363
		固定負債	223,689,114
		退職給与引当金	173,689,114
		株主資本	214,935,468
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	204,935,468
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	202,435,468
		（うち当期純利益）	(104,864,291)
		新株予約権	17,953,403
資産合計	847,593,461	負債・純資産合計	847,593,461

第 44 期 決 算 公 告

令和８年４月９日　兵庫県伊丹市藤ノ木２丁目３－６
オリエント工機株式会社
代表取締役　北川　正人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,571,457	流動負債	575,770
固定資産	746,778	固定負債	163,514
		（退職給付引当金）	(163,514)
		株主資本	1,578,951
		資本金	80,000
		資本剰余金	7,177
		資本準備金	7,177
		利益剰余金	1,491,774
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,471,774
		（うち当期純利益）	(173,949)
資産合計	2,318,235	負債・純資産合計	2,318,235

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月５日
茨城県猿島郡境町大字下小橋字蝉野880番地
遠東石塚グリーンペット株式会社
代表取締役会長　范　　欽智

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,533	流動負債	19,667
固定資産	32,489	固定負債	11,838
		負債合計	31,505
		株主資本	11,517
		資本金	100
		資本剰余金	3,061
		資本準備金	2,286
		その他資本剰余金	775
		利益剰余金	8,356
		その他利益剰余金	8,356
		純資産合計	11,517
資産合計	43,022	負債・純資産合計	43,022

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,964
売上原価	27,112
売上総利益	2,852
販売費及び一般管理費	1,978
営業利益	874
営業外収益	951
営業外費用	474
経常利益	1,351
特別損失	176
税引前当期純利益	1,175
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等還付税額	△100
法人税等調整額	367
当期純利益	903

第９期決算公告

令和８年４月９日
東京都港区南青山一丁目１番１号
フェムトパートナーズ株式会社
代表取締役　磯崎　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	95,800
	固定資産	29,914
	合計	125,715
負債純資産の部	流動負債	74,923
	固定負債	0
	株主資本	50,216
	資本金	30,000
	利益剰余金	20,216
	その他利益剰余金	20,216
	（うち当期純損失）	(38,679)
	評価・換算差額等	575
	その他有価証券評価差額金	575
	合計	125,715

第 3 期 決 算 公 告

令和８年４月９日
東京都港区虎ノ門一丁目２番３号虎ノ門清和ビル５階
Ｅｍｐｉｒｅ－Ｉ特定目的会社
取締役　佐藤　憲介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,341,583	流動負債	228,521
その他の資産	911,664	固定負債	6,737,946
流動資産	849,548	負債合計	6,966,467
固定資産	52,190	社員資本	2,286,780
繰延資産	9,926	特定資本金	100
		優先資本金	2,383,242
		剰余金	△96,562
		当期未処理損失	96,562
		純資産合計	2,286,780
資産合計	9,253,247	負債・純資産合計	9,253,247

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	470
営業費用	93,529
営業損失	93,059
営業外収益	45
営業外費用	878
経常損失	93,892
税引前当期純損失	93,892
法人税、住民税及び事業税	792
当期純損失	94,684

第５期決算公告

令和８年４月９日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
AIX　Tech　Ventures株式会社
代表取締役　上杉　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	219,499
	固定資産	19,980
	合計	239,479
負債純資産の部	流動負債	589
	固定負債	50,000
	株主資本	188,890
	資本金	95,000
	資本剰余金	243,000
	資本準備金	243,000
	利益剰余金	△149,109
	その他利益剰余金	△149,109
	（うち当期純利益）	(18,399)
	合計	239,479

第 9 期 決 算 公 告

令和８年４月９日　東京都港区芝公園三丁目５番10号
スペースワン株式会社
代表取締役　豊田　正和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,139	流動負債	6,895
固定資産	6,668	（賞与引当金）	(10)
		（受注損失引当金）	(154)
		固定負債	5,106
		負債合計	12,001
		株主資本	△193
		資本金	9,122
		資本剰余金	9,122
		資本準備金	9,122
		利益剰余金	△18,437
		その他利益剰余金	△18,437
		純資産合計	△193
資産合計	11,808	負債・純資産合計	11,808

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上原価	154
売上総損失	154
販売費及び一般管理費	3,018
営業損失	3,173
営業外収益	254
営業外費用	169
経常損失	3,088
税引前当期純損失	3,088
法人税、住民税及び事業税	5
当期純損失	3,094

第 21 期 決 算 公 告

令和８年４月９日
東京都新宿区市谷左内町５番地
株 式 会 社 ロ ウ プ
代表取締役　中西　宗義

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	264,641
	固定資産	5,290
	合計	269,932
負債純資産の部	流動負債	114,250
	株主資本	155,682
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,682
	その他利益剰余金	145,682
	（うち当期純利益）	(78,617)
	合計	269,932

第９期決算公告

令和８年４月９日
東京都渋谷区円山町３番６号
E・スペースタワー12階
17L ＩＶＥ株式会社
代表取締役　ジャン・ホンフイ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,553
	固定資産	2,738
	合計	11,292
負債及び純資産の部	流動負債	7,507
	ポイント引当金	33
	固定負債	99
	株主資本	3,685
	資本金	0
	利益剰余金	3,685
	その他利益剰余金	3,685
	（うち当期純利益）	(423)
	合計	11,292

第３期決算公告

令和８年２月25日
東京都練馬区錦２丁目18番15号
ＫＡＮＹＯＵ株式会社
代表取締役　野村　邦男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,764
	固定資産	2,788,097
	合計	2,800,861
負債及び純資産の部	流動負債	5,180
	固定負債	0
	株主資本	2,795,681
	資本金	50,026
	資本剰余金	2,738,371
	その他資本剰余金	2,738,371
	利益剰余金	7,284
	その他利益剰余金	7,284
	（うち当期純利益）	(9,498)
	合計	2,800,861

第３期決算公告

令和８年４月９日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
クレアシオン・アセットマネジメント株式会社
代表取締役　小路　和宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	214,514
	固定資産	2,987
	合計	217,502
負債及び純資産の部	流動負債	148,369
	株主資本	69,236
	資本金	100,000
	利益剰余金	△30,763
	その他利益剰余金	△30,763
	（うち当期純損失）	(31,141)
	評価・換算差額等	△103
	その他有価証券評価差額金	△103
	合計	217,502

第25期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
富国生命ビル23階
メッツラー・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長　牧野　浩人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	629,915
	固定資産	78,828
	合計	708,744
負債及び純資産の部	流動負債	167,493
	固定負債	59,933
	株主資本	481,316
	資本金	200,000
	利益剰余金	281,316
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	231,316
	（うち当期純利益）	(224,731)
	合計	708,744

第１期決算公告

令和８年４月９日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
京都御所南開発特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	657	流動負債	860
固定資産	657	負債合計	860
その他の資産	100	社員資本	△103
流動資産	100	特定資本金	100
		剰余金	△203
		当期未処理損失	203
		純資産合計	△103
資産合計	757	負債・純資産合計	757

損益計算書の要旨
（自　令和７年11月４日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	198
営業損失	198
経常損失	198
税引前当期純損失	198
法人税、住民税及び事業税	5
当期純損失	203
当期未処理損失	203

第12期決算公告

令和８年４月９日
東京都中央区銀座一丁目６番11号
土志田ビルディング３Ｆ
伊豆ハイツゴルフクラブ＆レジデンス特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	578,267	固定負債	813,300
固定資産	578,267	流動負債	6,194
その他資産	10,805	負債合計	819,494
流動資産	10,031	社員資本	△230,422
固定資産	773	特定資本金	100
		優先資本金	256,000
		剰余金	△486,522
		当期未処理損失	486,522
		純資産合計	△230,422
資産合計	589,072	負債・純資産合計	589,072

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	19,800
営業費用	71,307
営業損失	51,507
営業外収益	0
経常損失	51,507
特別損失	73
税引前当期純損失	51,580
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	51,870
前期繰越損失	434,651
当期未処理損失	486,522

第31期決算公告

令和８年３月19日　東京都文京区小石川一丁目１番１号
エヌエムセメント株式会社
代表取締役　大隅　正夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,044	流動負債	11
固定資産	13,622	負債合計	11
		株主資本	15,655
		資本金	7,001
		資本剰余金	6,758
		資本準備金	24
		その他資本剰余金	6,734
		利益剰余金	1,895
		利益準備金	1,072
		その他利益剰余金	823
		純資産合計	15,655
資産合計	15,666	負債・純資産合計	15,666

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	836
売上総利益	836
販売費及び一般管理費	22
営業利益	814
営業外収益	16
経常利益	831
税引前当期純利益	831
法人税、住民税及び事業税	7
当期純利益	823

第16期決算公告

令和８年３月25日
東京都千代田区丸の内２丁目４番１号
エイコーン・インベストメンツ・ツー特定目的会社
取締役　本吉　進

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	3,871,414	流動負債	126,907
固定資産	3,871,414	固定負債	556,886
その他の資産	360,784	負債合計	683,794
流動資産	242,556	社員資本	3,548,404
固定資産	118,228	特定資本金	154,200
		優先資本金	3,133,000
		剰余金	261,204
		当期未処分利益	261,204
		純資産合計	3,548,404
資産合計	4,232,198	負債・純資産合計	4,232,198

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,130,004
営業費用	870,039
営業利益	259,964
営業外収益	2,630
経常利益	262,595
税引前当期純利益	262,595
法人税、住民税及び事業税	1,391
当期純利益	261,204

第　４　期　決　算　公　告

令和８年３月25日

東京都千代田区丸の内２丁目４番１号

タワー・ストリート特定目的会社

取締役　本吉　　進

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,446,884	流動負債	72,027
固定資産	6,446,884	固定負債	3,910,000
その他の資産	945,428	**負債合計**	**3,982,027**
流動資産	919,360	社員資本	3,410,285
固定資産	10,918	特定資本金	100
繰延資産	15,148	優先資本金	3,505,312
		剰余金	△95,126
		当期未処理損失	95,126
		純資産合計	**3,410,285**
資産合計	**7,392,312**	**負債・純資産合計**	**7,392,312**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	501,330
営業費用	365,598
営業利益	135,732
営業外収益	1,081
営業外費用	7,182
経常利益	129,631
税引前当期純利益	129,631
法人税、住民税及び事業税	1,115
当期純利益	128,515

第 25 期決算公告　令和８年２月25日

神奈川県川崎市多摩区菅１丁目４番14号

株式会社サーモグラファー

代表取締役　山田　浩文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,512
	固定資産	3,780
	合計	**27,292**
負債及び純資産の部	流動負債	18,881
	固定負債	23,178
	株主資本	△14,767
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,767
	その他利益剰余金	△22,767
	（うち当期純利益）	（1,076）
	自己株式	△2,000
	合計	**27,292**

第 2 期決算公告　令和８年４月９日

東京都中央区銀座二丁目５番８号

株式会社セラ・ホールディングス

代表取締役　越水　隆行

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	931,282
	固定資産	79,497
	合計	**1,010,780**
負債及び純資産の部	流動負債	705,825
	固定負債	312,216
	株主資本	△　7,261
	資本金	200,000
	資本剰余金	191,000
	資本準備金	191,000
	利益剰余金	△ 398,261
	その他利益剰余金	△ 398,261
	（うち当期純損失）	（44,873）
	合計	**1,010,780**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月九日

東京都中央区銀座二丁目五番八号

株式会社セラ・ホールディングス

代表取締役　越水　隆行

第 50 期決算公告　令和８年３月26日

三重県員弁郡東員町瀬古泉1611

シグマー技研株式会社

代表取締役　林　　正人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	792,910
	固定資産	833,520
	繰延資産	422
	資産合計	**1,626,853**
負債及び純資産の部	流動負債	271,995
	固定負債	915,260
	株主資本	439,597
	資本金	49,000
	資本剰余金	249,554
	（資本準備金）	（219,060）
	利益剰余金	141,042
	その他利益剰余金	141,042
	（うち当期純利益）	（32,453）
	負債・純資産合計	**1,626,853**

第 11 期決算公告　令和８年４月９日

東京都中央区銀座二丁目５番８号

株式会社エクステック

代表取締役　林　　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	957,149
	固定資産	10,085
	合計	**967,234**
負債及び純資産の部	流動負債	1,823,609
	固定負債	212,944
	株主資本	△ 1,069,319
	資本金	313,990
	資本剰余金	313,980
	資本準備金	313,980
	利益剰余金	△ 1,697,289
	その他利益剰余金	△ 1,697,289
	（うち当期純損失）	（576,800）
	合計	**967,234**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千四百九十九万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月九日

東京都中央区銀座二丁目五番八号

株式会社エクステック

代表取締役　林　　哲郎

第 50 期決算公告　令和８年３月16日

大阪市中央区南船場三丁目７番29号

南船場じゅんさんビル４Ｆ

株式会社翠光

代表取締役　吉田　晋司

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	20,691
	固定資産	985
	繰延資産	564
	合計	**22,240**
負債及び純資産の部	流動負債	777
	固定負債	84,289
	株主資本	△　62,826
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 102,826
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	△ 104,626
	（うち当期純利益）	（2,009）
	合計	**22,240**

第　１　期　決　算　公　告

令和８年４月９日

東京都千代田区内幸町二丁目２番２号富国生命ビル23階

メッツラー・ジャパン・ホールディングス株式会社

代表取締役社長　ニーナ・ビルケ・ヴィースホイ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	294,232	流動負債	108,455
固定資産	939,035	固定負債	20,776
		退職給付引当金	332
		役員退職慰労引当金	1,698
		株主資本	1,104,036
		資本金	550,000
		資本剰余金	550,000
		資本準備金	550,000
		利益剰余金	4,036
		その他利益剰余金	4,036
資産合計	**1,233,268**	**負債・純資産合計**	**1,233,268**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月10日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	159,552
売上総利益	159,552
販売費及び一般管理費	148,746
営業利益	10,805
営業外収益	4,628
営業外費用	1
経常利益	15,432
税引前当期純利益	15,432
法人税、住民税及び事業税	15,887
法人税等調整額	△4,492
当期純利益	4,036

第 89 期　決　算　公　告

2026年４月９日

岡山市南区海岸通二丁目１番16号

株式会社岡山臨港

取締役社長　安原　　博

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	589,511
	固定資産	4,216,074
	合計	**4,805,585**
負債及び純資産の部	流動負債	2,471,142
	固定負債	1,621,050
	株主資本	706,161
	資本金	98,000
	利益剰余金	608,161
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	583,661
	（うち当期純利益）	（271,119）
	評価・換算差額等	7,232
	合計	**4,805,585**

第 58 期 決 算 公 告

2026年４月９日
岡山市南区海岸通二丁目１番16号
岡山臨港倉庫運輸株式会社
取締役社長　安原　博

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101,088
	固定資産	45,052
	合計	146,139
負純資債及産びの部	流動負債	46,036
	固定負債	42,231
	株主資本	57,872
	資本金	20,000
	利益剰余金	37,872
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	32,872
	（うち当期純損失）	(38,651)
	合計	146,139

第 15 期 決 算 公 告

令和８年３月24日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
東洋インキ株式会社
代表取締役　安田　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	48,579	流動負債	39,437
固定資産	10,451	固定負債	1,222
有形固定資産	9,612	株主資本	18,353
無形固定資産	22	資本金	500
投資その他の資産	816	資本剰余金	12,077
		資本準備金	125
		その他資本剰余金	11,952
		利益剰余金	5,775
		その他利益剰余金	5,775
		評価・換算差額等	16
		その他有価証券評価差額金	16
資産合計	59,030	負債・純資産合計	59,030

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	108,423
売上原価	90,234
売上総利益	18,188
販売費及び一般管理費	14,123
営業利益	4,064
営業外収益	118
営業外費用	71
経常利益	4,112
特別利益	0
特別損失	66
税引前当期純利益	4,046
法人税、住民税及び事業税	1,033
法人税等調整額	150
当期純利益	2,862

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月九日

北海道二海郡八雲町栄町一三番一
（甲）社会福祉法人立栄会
理事長　清野　仁

青森県弘前市大字大森字草薙五番三
（乙）社会福祉法人島光会
理事長　清野　仁

甲の貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53
	固定資産	506
	基本財産	473
	その他の固定資産	33
	合計	559
負味債財及産びの正部	流動負債	48
	固定負債	141
	基本金	26
	国庫補助金等特別積立金	288
	その他の積立金	0
	次期繰越活動増減差額	56
	（うち当期活動増減差額）	(△14)
	合計	559

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	177
	固定資産	393
	基本財産	343
	その他の固定資産	50
	合計	570
負味債財及産びの正部	流動負債	75
	固定負債	21
	基本金	244
	国庫補助金等特別積立金	48
	その他の積立金	0
	次期繰越活動増減差額	182
	（うち当期活動増減差額）	(△88)
	合計	570

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月九日

岡山県可児市大森一五〇一番地九九五
（甲）株式会社第一機工
代表取締役　高橋奈津子

岡山県可児市大森一五〇一番地九九五
（乙）株式会社第一ホールディングス
代表取締役　高橋奈津子

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月９日
岐阜県可児市大森1501番地995
株式会社第一ホールディングス
代表取締役　高橋奈津子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	501
	固定資産	72,000
	合計	72,501
負純資債及産びの部	流動負債	5,527
	固定負債	33,637
	株主資本	33,336
	資本金	6,000
	利益剰余金	27,336
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	27,036
	（うち当期純損失）	(2,325)
	合計	72,501

第 63 期 決 算 公 告

令和８年４月９日
岐阜県可児市大森1501番地995
株式会社第一機工
代表取締役　高橋奈津子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,487
	固定資産	289,014
	合計	355,502
負純資債及産びの部	流動負債	38,244
	固定負債	184,494
	株主資本	132,762
	資本金	50,000
	利益剰余金	82,762
	利益準備金	4,600
	その他利益剰余金	78,162
	（うち当期純損失）	(36,217)
	合計	355,502

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月九日

岐阜県可児市大森一五〇一番地九九五
（甲）株式会社第一機工
代表取締役　高橋奈津子

岐阜県可児市大森一五〇一番地九九五
（乙）株式会社第一ホールディングス
代表取締役　高橋奈津子

決 算 公 告

令和８年４月９日
京都市南区上鳥羽山ノ本町254番地
株式会社キヌガワ京都
代表取締役　衣川　正一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	164,088
	固定資産	31,719
	合計	195,807
負純資債及産びの部	流動負債	149,578
	株主資本	46,229
	資本金	42,000
	利益剰余金	4,229
	その他利益剰余金	4,229
	（うち当期純損失）	(3,050)
	合計	195,807

決 算 公 告

令和８年４月９日
大阪市住之江区西加賀屋二丁目４番９号
株式会社キヌガワ
代表取締役　衣川　正一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,762,757
	固定資産	1,191,744
	繰延資産	4,916
	合計	2,959,418
負純資債及産びの部	流動負債	2,048,875
	固定負債	518,560
	株主資本	391,982
	資本金	90,000
	利益剰余金	301,982
	利益準備金	6,180
	その他利益剰余金	295,802
	（うち当期純利益）	(13,804)
	合計	2,959,418

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月九日

大阪市住之江区西加賀屋二丁目四番九号
（甲）株式会社キヌガワ
代表取締役　衣川　正一

京都市南区上鳥羽山ノ本町二五四番地
（乙）株式会社キヌガワ京都
代表取締役　衣川　正一

第 78 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

京都市伏見区下鳥羽六反長町123番地

英興株式会社

代表取締役　大澤　克也

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,111,078
	固定資産	2,087,127
	資産合計	**5,198,205**
負債及び純資産の部	流動負債	1,533,060
	固定負債	1,943,670
	負債合計	**3,476,730**
	株主資本	1,721,475
	資本金	38,000
	資本剰余金	32,470
	資本準備金	32,470
	利益剰余金	2,105,069
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	2,087,569
	（うち当期純利益）	（175,797）
	自己株式	△454,064
	純資産合計	**1,721,475**
	負債・純資産合計	**5,198,205**

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の経理・業務部の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月九日

京都市伏見区下鳥羽六反長町一二三番地

（甲）株式会社英興ホールディングス

代表取締役　杉本　直

京都市伏見区下鳥羽六反長町一二三番地

（乙）英興株式会社

代表取締役　大澤　克也

第 17 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

京都市伏見区下鳥羽六反長町123番地

株式会社英興ホールディングス

代表取締役　杉本　直

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	655
	固定資産	825,589
	資産合計	**826,244**
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	838,400
	株主資本	△12,225
	資本金	3,000
	利益剰余金	△15,225
	その他利益剰余金	△15,225
	（うち当期純損失）	（5,297）
	負債・純資産合計	**826,244**

第 9 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

東京都港区南麻布二丁目12番３号

サイオスビル

サイオステクノロジー株式会社

代表取締役社長　喜多　伸夫

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,020,104
	固定資産	404,323
	有形固定資産	36,659
	無形固定資産	276,352
	投資その他の資産	91,311
	資産合計	**7,424,428**
負債及び純資産の部	流動負債	5,870,814
	固定負債	332,184
	（うち退職給付引当金）	（286,545）
	（うち役員株式給付引当金）	（19,583）
	負債合計	**6,202,998**
	株主資本	1,219,442
	資本金	100,000
	資本剰余金	481,180
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	456,180
	利益剰余金	638,261
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	637,761
	（うち当期純利益）	（219,931）
	評価・換算差額等	1,986
	その他有価証券評価差額金	63
	繰延ヘッジ損益	1,923
	純資産合計	**1,221,429**
	負債・純資産合計	**7,424,428**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

福岡県福岡市中央区長浜一丁目１番１号

株式会社ダックス

代表取締役　平崎　守

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,273
	固定資産	2,294
	資産合計	**3,569**
負債及び純資産の部	流動負債	1,043
	固定負債	2,090
	負債合計	**3,133**
	株主資本	439
	資本金	100
	資本剰余金	70
	その他資本剰余金	70
	利益剰余金	270
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	268
	（うち当期純利益）	（16）
	自己株式	△1
	評価・換算差額等	△4
	その他有価証券評価差額金	△4
	純資産合計	**435**
	負債・純資産合計	**3,569**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月九日

福岡県福岡市中央区長浜一丁目一番一号

（甲）株式会社ダックス

代表取締役　平崎　守

千葉県松戸市日暮一丁目一五番三号

（乙）株式会社エネリンクス

代表取締役　小倉　正裕

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

千葉県松戸市日暮一丁目15番３号

株式会社エネリンクス

代表取締役　小倉　正裕

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,658
	資産合計	**5,658**
負債及び純資産の部	流動負債	93,313
	固定負債	20,312
	負債合計	**113,625**
	株主資本	△107,966
	資本金	10,000
	利益剰余金	△117,966
	その他利益剰余金	△117,966
	（うち当期純損失）	（925）
	純資産合計	**△107,966**
	負債・純資産合計	**5,658**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年４月９日

東京都千代田区九段南二丁目４番16号

池田建設株式会社

代表取締役　古賀　智道

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,246,292
	固定資産	19,641
	合計	**18,265,933**
負債及び純資産の部	流動負債	13,607,805
	（完成工事補償引当金）	（70,000）
	（工事損失引当金）	（20,000）
	固定負債	81,893
	株主資本	4,576,235
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,028,000
	資本準備金	514,000
	その他資本剰余金	514,000
	利益剰余金	3,448,235
	利益準備金	20,170
	その他利益剰余金	3,428,065
	（うち当期純利益）	（521,119）
	合計	**18,265,933**